

## 中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業実施要綱

(制定) 平成26年5月23日付26環エ地第32号

(改正) 平成27年5月1日付27環地地第50号

(改正) 平成28年7月5日付28環地地第135号

### 第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、「低炭素」・「快適性」・「防災力」の3つを同時に備えたスマートエネルギー都市を実現するために、都内の中小事業所のうち、中小医療・福祉施設及び公衆浴場（以下「中小医療・福祉施設等」という。）における創エネルギー機器及び省エネルギー機器（以下これらを「創エネ機器等」という。）によるエネルギーマネジメントを促進するための「中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

### 第2 本事業の概要

- 1 都は、創エネ機器等を中小医療・福祉施設等に設置するE S C O事業者、施設運営者（中小医療・福祉施設等において医療、福祉又は公衆浴場に係る事業を行う者をいう。以下同じ。）及びリース事業者（以下「E S C O事業者等」という。）に対し、コージェネレーションシステムの設置及びエネルギーマネジメントの実施を条件として、必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、1の助成を受けたE S C O事業者等に対し、エネルギーマネジメントの実績等を報告するよう求める。

### 第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 創エネルギー機器 コージェネレーションシステム又は太陽光発電設備及び蓄電池
- 2 省エネルギー機器 LED照明器具（発光ダイオードを光源とする照明器具をいう。以下同じ。）又は空気調和設備
- 3 エネルギーマネジメント 建築物内の電力消費量等を把握するとともに、照明器具、空気調和設備等の効率的な運転管理、電力需要のピークの抑制等を行うこと。
- 4 E S C O事業者 省エネルギー診断を受ける者との間で、当該省エネルギー診断に基づき、創エネルギー機器その他省エネルギー機器の導入により一定以上の省エネルギー効果の達成を保証する契約（以下「E S C O契約」という。）を締結する事業者
- 5 リース契約 創エネ機器等の貸主が、当該創エネ機器等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該創エネ機器等を使用収益する権利を与え、借主は、当該創エネ機器等の使用料を貸主に支払う契約
- 6 割賦販売 創エネ機器等の所有者である売主が、当該創エネ機器等の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該創エネ機器等の販

売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該創エネ機器等の所有権が売主に留保されることを条件に、当該創エネ機器等を販売すること。

- 7 リース事業者 リース契約又は割賦販売の契約（以下「リース契約等」という。）に基づき、創エネ機器等の貸付又は販売を行う者
- 8 中小医療・福祉施設 次の各号のいずれかに該当するもの（国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が所有するものを除く。）
  - (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（200人以上の患者を入院させるための施設を有するものを除く。）
  - (2) 別表に掲げる施設であって、入所定員又は利用定員があるものにあつては、入所定員又は利用定員が28人以上200人未満である施設
- 9 公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けた者が経営する同法第1条第1項に規定する公衆浴場のうち、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和39年東京都条例第184号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場（特別区又は保健所を設置する市にあつては、公衆浴場法第2条第3項の規定に基づき当該特別区又は保健所を設置する市が定める条例において規定する普通公衆浴場）であつて、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められている施設（国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が所有するものを除く。）

#### 第4 本事業の具体的な内容

##### 1 創エネ機器等の設置に係る経費の助成

###### (1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に掲げる者であつて、別に定める要件を満たす者とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が50%を超える法人は除く。

ア (2)の助成対象事業を実施するESCO事業者

イ アに掲げる者とESCO契約を締結し、共同で(2)の助成対象事業を実施する施設運営者のうち、次のいずれかに該当するもの

(ア) (3)に定める助成対象機器を所有するもの（アに掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

(イ) ウに掲げる者とリース契約等を締結するもの（ア及びウに掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

ウ ア又はイに掲げる者とリース契約等を締結し、共同で(2)の助成対象事業を実施するリース事業者（アに掲げる者(イ)に掲げる者とリース契約等を締結する場合にあつては、ア及びイに掲げる者）と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

###### (2) 助成対象事業の要件

助成金の交付対象となる事業は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 都内の中小医療・福祉施設等（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が50%を超える法人が設置するものを除く。）において、助成対象事業者が(3)に定める助成対象機器のうち、少なくともコージェネレーションシステムを設置すること。

イ ESCO事業者及び施設運営者がESCO契約を締結し、当該中小医療・福祉施設等に設置した創エネ機器等に係るエネルギーマネジメントを実施すること。

### (3) 助成対象機器の要件

助成金の交付対象となる創エネ機器等（以下「助成対象機器」という。）は、次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。

ア コージェネレーションシステム

イ 太陽光発電設備及び蓄電池設備

ウ LED照明器具

エ 空気調和設備

### (4) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象機器の設置に要する次の経費とする。

ア 設計費（設備機器の設計等に要する費用をいう。）

イ 設備費（設備機器の購入等に要する費用をいう。）

ウ 工事費（工事に要する費用をいう。）

エ 諸経費（電気、水道又はガスに係る工事負担金等に要する費用をいう。）

### (5) 助成金額

助成金の交付額は、次の額とする。ただし、ア及びイの額の合計として、1億円を限度とする。

ア コージェネレーションシステム、蓄電池設備、LED照明器具又は空気調和設備 助成対象経費の2分の1以内の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額）

イ 太陽光発電設備 公称最大出力1キロワットにつき、2万円以内

### (6) 助成金の交付決定の手続

助成金の交付決定に当たっては、中小医療・福祉施設等における耐震化の推進に資する事業を本事業と併せて実施するものを優先するものとする。

## 2 助成事業者による報告等

### (1) 事業者の報告

助成金の交付決定に係る通知を受けた助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）は、エネルギーマネジメント並びにコージェネレーションシステムの発電効率及び排熱利用率の実績について、別に定める日までに、都に報告を行うものとする。

### (2) 指導・助言

都は、必要に応じて、助成事業者に対し、(1)の実績に係る取組について指導及び助言を

行うものとする。

## 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4 1による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。
  - (1) 2の基金を原資として、第4 1による助成金の交付を行うこと。
  - (2) 第4 2により、助成事業者から報告を受け、及び助成事業者に対する指導及び助言を行うこと。

## 第6 本事業の実施期間

- 1 第4 1による助成金の交付申請の募集は、平成26年度から平成30年度まで行う。
- 2 第4 1による助成金の交付は、平成26年度から平成32年度まで行う。ただし、中小医療・福祉施設等における耐震化の推進に資する事業を本事業と併せて実施する場合は、平成33年度まで行うことができるものとする。

## 第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成26年5月23日付26環エ地第32号）

この要綱は、平成26年5月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年5月1日付27環地地第50号）

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28年7月5日付28環地地第135号）

この要綱は、平成28年7月5日から施行する。

別表 中小医療・福祉施設（第3関係）

| 関連規定  | 施設<br>(関連規定の欄の規定に係るものに限る。)  |
|---|---|
| 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項  | 救護施設<br>更生施設<br>授産施設<br>宿所提供施設  |
| 2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号   | 社会事業授産施設  |
| 3 社会福祉法第2条第3項第8号  | 無料低額宿泊事業を行う施設   |
| 4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項若しくは第4項又は第7条第1項若しくは第2項                           | 障害児入所施設（福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設）<br>児童発達支援センター（福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター）<br>児童発達支援事業を行う施設<br>放課後等デイサービスを行う施設<br>乳児院<br>母子生活支援施設<br>児童養護施設<br>助産施設<br>保育所 |
| 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第6項、第7項又は第11項 | 療養介護の事業を行う事業所（療養介護事業所）<br>生活介護の事業を行う事業所（生活介護事業所）<br>障害者支援施設   |
| 6 障害者総合支援法第5条第12項、第13項又は第14項  | 自立訓練の事業を行う事業所（自立訓練（機能訓練）事業所及び自立訓練（生活訓練）事業所）<br>就労移行支援の事業を行う事業所<br>就労継続支援の事業を行う事業所（就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所）   |
| 7 障害者総合支援法第5条第8項  | 短期入所の事業を行う事業所   |

|  |   |
|--|---|
| 8 昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知   | 盲人ホーム   |
| 9 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項、第4項又は第5項  | 養護老人ホーム<br>特別養護老人ホーム<br>軽費老人ホーム<br>老人デイサービスセンター<br>老人短期入所施設 |
| 10 老人福祉法第29条第1項  | 有料老人ホーム   |
| 11 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項   | 介護老人保健施設  |
| 12 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第3項  | 特定民間施設  |
| 13 昭和40年4月5日社老第87号厚生省社会局長通知  | 老人休養ホーム（景勝地、温泉等の休養地において、老人に対し低廉で健全な保健休養のための場を提供する施設）        |
| 14 介護保険法第8条第20項  | 地域密着型特定施設   |
| 15 介護保険法第8条第21項  | 地域密着型介護老人福祉施設   |
| 16 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条   | 婦人保護施設  |
| 17 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）実施要綱（昭和40年8月18日40民児童発第271号）   | 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）を行う施設                                   |
| 18 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）  | 認証保育所（A型及びB型）   |
| 19 認可外保育施設に対する指導監督要綱（昭和57年6月15日56福児母第990号）及び認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目（昭和57年6月15日57福児母第144号）、事業所内保育施設支援事業補助要綱（平成19年9月13日19福保子支第549号）又は東京都病院内保育所施設整備費補助金交付要綱（平成20年9月8日20福保子支第831号） | 事業所内保育所<br>病院内保育所<br>小規模保育事業実施施設                            |
| 20 院内保育事業運営費補助金交付要綱（平成14年11月26日14健医人第1313号）  | 病児・病後児保育事業を行う施設   |
| 21 その他   | 東京都知事が助成の目的を達成するため特に必要と認めた施設                                |

